

## 平成27年度第2回消費生活審議会議事録

- 1 開催日時 平成27年11月26日(木) 15:00～16:30
- 2 開催場所 県警本部葵分庁舎3階 第3会議室
- 3 参加者  
(審議会委員) 南保委員(会長)、荒井委員、江藤委員、齋藤委員、豊嶋委員、美尾谷委員、宮崎委員、村中委員、山崎委員、山下委員  
(欠席委員: 歌門委員、坪田委員、友本委員、山場委員、山本委員)  
(事務局) 櫻本安全環境部長、長谷川安全環境部企画幹(県民安全)  
県民安全課: 白崎課長、若栗課長補佐、海道総括主任、中嶋主事、友重主事  
消費生活センター: 佐々木所長

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議題  
福井県消費者教育推進計画の骨子(案)について
- (4) 閉会

### 5 議事内容

議事に先立ち、南保会長、櫻本安全環境部長があいさつをする。  
(議題) 福井県消費者教育推進計画の骨子(案)について  
県民安全課 白崎課長から説明。

#### (質疑応答・意見交換)

- 委員 資料2は横浜国立大学の西村先生の助言を受け、県でお作りになられたとのことで、法律の条文と違って「消費者市民社会」の意味内容が分かりやすい。  
取組事項のひとつとして、社会や環境にやさしい消費のための読本作成を挙げているが、これはどの世代を対象として考えておられるのか。
- 事務局 成人を対象にした教材を考えている。
- 委員 子どもたち向けの社会や環境を配慮する教育は別の形を考えておられるのか。
- 事務局 お子さん向けには学校現場の教育で環境や社会へ配慮した行動が教えられているので、教員研修あるいは授業で使える消費者教育の教材の活用によりアプローチはできるのでないかと整理している。大人の方はそういうところから漏れてしまうので、消費生活教室などを活用して働きかけを行っていきたいという考え方である。
- 委員 おさんは年齢階層別で中身が変わってくると思う。切れ目のない消費者教育という点では、成人前の高等教育機関では教育をどうしていくのがよいかと思う。うちの大学も消費者教育を受ける機会が多くなく、その辺が社会人につながっていかないところがあるかと思った。
- 委員 今の時代のキーワードとして「持続可能性」ということが大きいかと思う。消費者市民社会は「公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」という考え方なの

で、基本理念にそういう視点を文言で入れてほしいという希望がある。

事業者は利益を上げるという意味で PL 法、産地偽装の問題など刑罰がはっきりしたものに対しては意識が高いが、社会貢献などの部分には目がいきにくいのは仕方がない部分があるが、事業者に対する具体的な取組、意識改革を事業者にも求める視点を少し打ち出せないかなと思う。

委員 「持続可能」はこれからの時代に必要な言葉ということですね。また、事業者の意識は責任を持たせるまではいかなくても、少し事業者に対する消費生活への思いを強めていくことが可能であれば、配慮していただけるとありがたいと思った。

委員 消費者市民社会は新しい概念であり、これまでの被害に遭わない、トラブルに遭わない賢い消費者を育てる消費者教育だけでなく、倫理的消費者、提言していける消費者を育てるという概念が出てきている。そこで、基本理念に、リサイクル運動だけではなく社会に働きかけていく自発的な県民を育てていくという新しい概念を盛り込んでいただくことが必要かと思った。

取組事項1の「社会や環境を配慮する消費者意識の醸成」について、読本を作成することは重要だが、読本だけでは、手に取る人、全部読み込む人は少ないこともあるので、県の発信力を強めて、いろいろな形で PR していくことを方針の中に入れていただくといいのかなと思う。

消費者教育推進のための課題解決について、消費者団体と連携しながら取り組むということをもう少しはっきり出していただくと方向性が具体的に見えてくるのかなという印象を持った。

また、事業者については、企業に勤めている人も他方では消費者であり、消費者としての目を企業のものづくりに生かしていく、という「プロシューマー」の考え方がある。事業者にそういう意識をより積極的に持ってもらえるような PR やセミナー等を行っていくことも、県からの発信といえるのではないかな。

委員 取組に何か具体性を出す方が分かりやすいかもしれない。

委員 消費というのは楽しいものでないかなと思うが、資料3を見てもそういう雰囲気はまったくない。楽しいということは、1つの消費者の欲求を満足させるものだから、そういうものがあって初めて消費というものは成り立つ。楽しくないことをいくら強要してもだれもやらない。

我々がいちばん問題にしているのは、事業者と消費者が同じ情報を持っていないという情報の非対称性である。これが問題の発端であり、トラブルの大きなポイントである。それを考えた場合に消費者に教育と言っても非常に難しい。事業者の立場で言えば、逆に事業者教育も消費者教育と併せてないといけない。そういう意味で、昭和43年にできた消費者保護基本法の行政に保護されるものという概念は抜かない方がいい。これを抜いて消費者に自立や社会貢献、良い商品の選択を求めても、消費者はとまどう。行政が教育すると言っても、一般の消費者から見ると、訳が分からないという感じを受けると思う。

委員 リアリティのある御発言である。おっしゃるように、消費というのは基本的に楽しいものであるべきである。楽しいところである消費が少しおかしい方向に行ってしまうから元に戻そうということかなと思った。

「生活商品学」と科目を学生に教えており、消費者の立場から商品を見るという内容

だが、消費の楽しさなどは全然教えていないので、反省した。消費とは楽しいという点を少し念頭に置いていただけるといいかと思った。

事業者は少し難しく、どこまで踏み込めるかが分からない。今の御意見は、少し民間の考え、行動に足を踏み込み、そこを分かっているというようなところを見せたらどうだろうということかなと思った。事業者のことを分かった上でこれを作ったというところを、例えば基本理念の中で若干触れられてもいいのかなと思う。なかなか難しいと思うが、御理解いただけるとありがたいと思う。

委員 基本理念はよくまとまっていると思った。特に、積極的に社会に参画、協働する消費者の育成、これは私たちが団体活動をしながら常々心がけているところである。

現状と課題に「高齢者の消費者トラブルが増加」とあるが、未だにまだ消費生活相談員のシステムがないところが県内にあるようである。県としては相談員さんをきちんと市町に置くということはお考えに入っているのか。

幼児から成人までの切れ目ない消費者教育のところに関して、私どもは2年間幼児教育、小学生の教育をやっているが、これは非常に効果が上がっていると思う。子どもたちと私どもの接触を通して、問題点や子どもたちが理解するための工夫、家での親との対話での活かし方等、活動を通しての提言もあるので、お聞きいただけるとありがたい。

事務局 相談体制の件は、理想はすべての市町に消費生活センターが設置されることだが、相談窓口はあるが、行政の職員が相談に対応している、あるいは受付窓口はあるが専用の相談スペースがないという町があるのは事実である。国からの交付金を活用し、すべての市町に専門の相談員等の体制を整えていくことを目指していきたいと考えている。

委員 北陸3県の消費者フォーラムのグループごとの話し合いの場で、いろんな分野で相談することがあるという時に、高齢者が窓口をまわるのではなく、高齢者のところへ担当者が来て対応するという話があり、いいと思った。

事務局 ある市で、高齢者の方が被害にあう事例が多いということでよく相談にいらっしゃるが、従来は離れていた消費の相談窓口と高齢者の相談窓口を隣りに置くことによってスムーズに行政側の引継ができるという御説明があったので、そうした事例も各市町には紹介していきたいと考えている。

委員 トラブルは高齢者がいちばん多く、心配である。高齢者は認知症になったり体が動かなくなったりして、助けを求められない高齢者もたくさんいるので、弱い立場の高齢者のことをもう少し何か救済するものがあるといいのではないかと思った。

委員 資料2の「消費者みんなが安全安心で豊かな社会を築いていく」というのは消費者市民社会の定義に照らして若干違うことを言っている感じがする。定義の中にある「持続可能」に当たる言葉を盛り込んだ方がいいのではないか。消費者教育推進法を踏まえて基本理念をしっかり固めておくことが必要である。

事務局 承りました。

委員 消費者教育は学習指導要領との絡みはどうなっているのか。

事務局 現在の学習指導要領の家庭科、社会科において消費生活について記載があり、教科書に載っている部分については学校教育でやっている。

事務局 学校はいろんなことが新しく出てきて非常に多忙であり、金融教育についても十分に時間を割けないという事情は伺っている。科目ごとという切り口ではなく、教材の開発の時に金融教育の項目では社会でも家庭科でも教えられるという、幅広く時間、教科を

使えるという形での教材の開発も視野に入れていきたいと考えている。

委員 新たな担い手というのは具体的にどういうものか。

事務局 消費者教育の担い手養成ということでこれまで消費者団体の活動に携わっていない方を対象に講座を行っており、現在20名の方が受講している。修了していただき、次のステップとして消費者団体の活動にも御参加いただくことを考えている。

委員 被害にあったと思った人が相談に行けるようにすることは必要だが、誰かに言われて騙されたと気づくことでも本人が納得して消費するのならよいと思う。

委員 私は今児童クラブの職員をしており、子どもたちが消費についてどれだけ興味があるかを考えていたが、全然興味を示さない。児童クラブの職員が言うよりもやはり学校の先生からのお話の方が子供たちには受け入れられる。

委員 学校教育に金融教育を取り入れる場合、教科の枠の中で金融教育に関連しているところは使うが、パッケージをそのままは入れられない。子供の年齢に応じて、それぞれの生活で何が大切かという価値につなげながら、学習に組み込んでいくと、子供に理解される。そういう意味では消費者教育も同じである。家庭科では、倫理的消費者、フェアトレード、エコ商品、地産地消、消費者被害、消費者基本法等の内容が教科書に全て入っている。ところが、受験教科ではないため授業時間が少なく、やりたいが時間的に難しいということがある。このことはあまり市民に知られていない。社会科で扱う消費者教育の内容は、経済のしくみや契約のことであり、実際の生活に関わることまでは教えない。消費者教育が大事ということであれば、それを教える家庭科の時間数の確保を後押しする世論も必要かなと思う。

また、消費者教育については、高校生、中学生、小学生の時間数に応じて、授業の例が多様にあると実際にやってもらえる。モデル校をつくり、そこで授業をしてもらい、それを他の教師が見て、各校で実践していくということは可能なので、効果を上げるにはそこまで砕いてやっていくといいかなと思う。

高齢者と接する機会の多い事業者が高齢者の相談に乗るということについては、知識や資格を持った人をより多く養成し、地域の中の問題についてきめ細やかな相談に乗る、といった組織を作っていくと難しいかなと思う。

委員 いちばん消費者に近いところの組織の充実が必要であり、実行段階でもう少し練り直していく必要があるかと思った。事業者がどこまで理解を示してアルバイトを動かすか、そういう仕組みを事業者が作れるような、こちらから理解を求めるような仕掛けを作っていけるかどうかかと私も思った。

骨子の段階では、包括しているような言い方がよく、具体的施策に入っていくやすいような文言であればよいと思う。基本方針は別の話であり、消費者市民社会という概念にうまく該当するような形でもう少し吟味していただきたい。

事務局 予算を考慮した上で考えていきたい。次回は計画書という形でお示ししたいと思う。

南保会長 本日は貴重な御意見をたくさんいただいた。県におかれては今回いただいた各委員の貴重なご意見を消費者教育推進計画の策定に向けて反映していただくようお願いしたい。